

災 害 の 概 要

平成22年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、803億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（17災～21災）平均1,994億円に対して約40.2%にあたる。また所管別にみると、国土交通省771億円（全体の96.0%）、農林水産省32億円（同4.0%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が38箇所、24億円（3.1%）、補助事業が8,349箇所、747億円（96.9%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均1,841億円に対して約41.9%にあたる災害が発生した。

主な災害としては、「6月17日から7月17日までの間の豪雨による災害」、「8月9日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨（台風4号）による災害」、「9月4日から同月9日までの間の暴風雨（台風9号）及び豪雨による災害」、「10月18日から同月25日までの間の豪雨による災害」などが挙げられる。

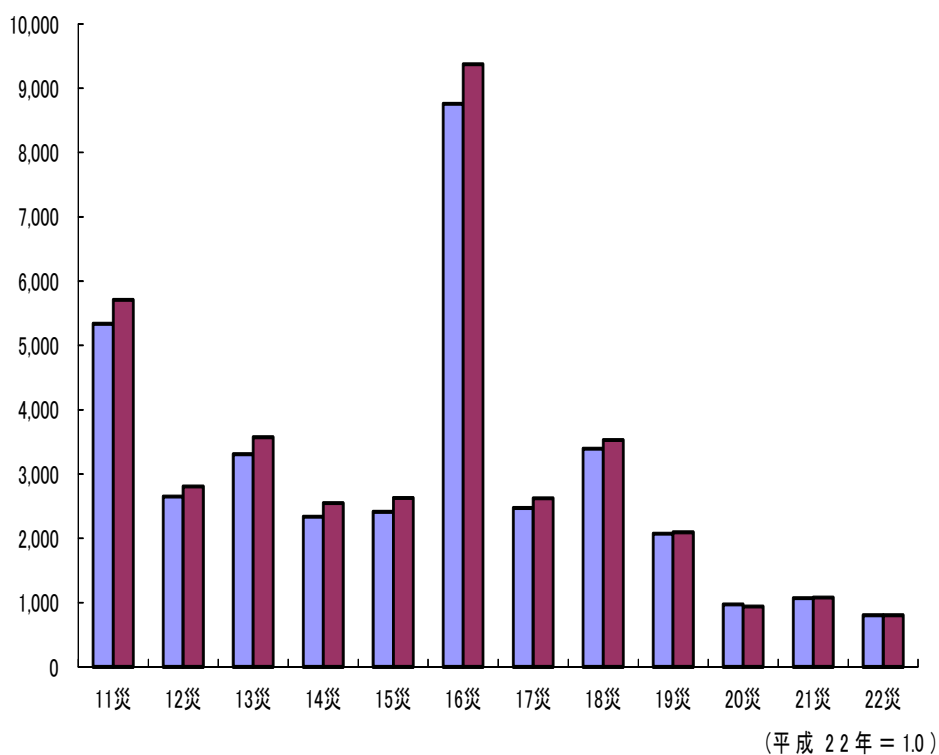
公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害はなかったが、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害には、「6月17日から7月17日までの間の豪雨による災害」、「7月28日から同月30日までの間の豪雨による災害」、「8月9日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨（台風4号）による災害」、「8月23日及び同月24日の豪雨による災害」、「9月4日から同月9日までの間の暴風雨（台風9号）及び豪雨による災害」、「10月18日から同月25日までの間の豪雨による災害」の6災害が平成23年3月24日政令第28号をもって指定（「10月18日から同月25日までの間の豪雨による災害」については、平成22年11月25日政令第231号により指定されたが、その後、新たに指定基準に該当した地方公共団体が追加されたため、一旦これを廃止し、平成23年3月24日政令第28号をもって改めて指定したものである。）されるとともに、「平成12年から平成21年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成23年3月24日政令第27号をもって「平成22年」までに延長された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、岩手県葛巻町外21市町村が告示され特別の財政援助の措置が講じられた。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移

■決定事業費 ■換算事業費

(単位: 億円)



	11 災	12 災	13 災	14 災	15 災	16 災	17 災	18 災	19 災	20 災	21 災	22 災
決定事業	5,336	2,648	3,305	2,336	2,410	8,758	2,472	3,391	2,070	968	1,067	803
換算事業	5,710	2,807	3,569	2,546	2,627	9,371	2,620	3,527	2,091	939	1,078	803

(注) デフレーター (国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室算出) は、土木総合工事費指数 (平成 17 年度 = 100) の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成 22 年度を 1.00 として換算した。また、使用した指数のうち平成 21 ~ 22 年度は暫定値である。

平成 13 年災以降については、国土交通省所管災害復旧事業全体額であり、平成 12 年災以前については、旧建設省所管及び旧運輸省所管の合計額である。